

学 則

学校法人 聖心学園
東京保育専門学校

東京保育専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法、児童福祉法等に基づき、高等学校における教育の基礎の上に、カトリック精神による幼児教育並びに児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導に必要な専門的知識及び技能を教授し、かつ、一般的教養を授け、人格の陶冶を図り、もって有為な幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、学校法人聖心学園東京保育専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、東京都杉並区高円寺南2丁目32番30号に置く。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を(以下「自己評価」という)行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項の自己評価及び学校関係者評価の実施について必要な事項は、別に定める。

第2章 課程等、学年及び学期の終始期等

(課程等)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員及び学級数は、次の表に定めるところによる。

区分	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
1部 (昼間部)	保育専門 課程	保育科	2年	100人	200人	4学級	
2部 (夜間部)	保育専門 課程	保育科	3年	50人	150人	3学級	

(在学期間)

第6条 在学期間は、1部は4年、2部は6年を超えることはできない。

(学年及び学期の終始期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日等)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏季休業 7月25日から8月31日まで

(4) 冬季休業 12月29日から1月3日まで

(5) 春季休業 3月25日から3月31日まで

(6) 開校記念日 9月12日

2 前項の規定にかかわらず、校長が教育上必要と認めるときは、休業日に授業及び実習を行うことができる。

第3章 教育課程及び授業時数等

(教育課程、授業時数及び履修科目の登録の上限)

第9条 本校の教育課程及び授業時数は、別表に定めるところによる。

2 単位制による学科について、生徒が1年間に履修する授業科目として登録することのできる単位数の上限は、別表に定めるところによる。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義及び演習にあつては15時間をもって1単位とし、学校内における実習及び実技にあつては30時間を、学校外の実習及び実技にあつては40時間～45時間をもって1単位とする。

(入学前の授業科目の履修等の認定)

第11条 本校入学前に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設(以下「指定保育士養成施設」という。)、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項に規定する幼稚園の教員養成機関、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設又は同項第4号の規定により指定された高等学校若しくは中等教育学校、専修学校専門課程、短期大学、大学等において履修した授業科目で、出願時に申請があつたときは、別に定めるところにより30単位を限度として履修したことを認定することができる。

(始業及び終業の時刻)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は、次の表に定めるところによる。

区分	課程名	始業時間	終業時間
1部 (昼間部)	保育専門課程	午前9時	午後4時10分
2部 (夜間部)	保育専門課程	午後5時40分	午後8時50分

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教育研究アドバイザー
- (4) 教務部長
- (5) 教務課長及び教務主任
- (6) 教員(専任・兼任)10人以上
- (7) 管理部長(事務長取扱)
- (8) 事務職員(教務及び管理事務主任・事務主事)3人以上
- (9) 校医

(教職員の職務)

第14条 教職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する
- (2) 副校長は、校長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる
- (3) 教育研究アドバイザーは、本校の教育業務における指導及び助言を行う
- (4) 教務部長は、校長及び副校長を補佐し、担当校務をつかさどる
- (5) 教務課長及び教務主任は、教務部長を補佐し、担当校務を整理する
- (6) 教務部門の事務主任及び事務主事は、教務課長又は教務主任の指示により校務に当たる。
- (7) 教員は、生徒の教育をつかさどり、上司の命を受けて校務を分掌する
- (8) 管理部長(事務長取扱)は、管理部門をつかさどる
- (9) 管理部門の事務主任及び事務主事は、管理部長(事務長取扱)の指示により校務及び管理業務に当たる

2 前項の職務及び校務の分掌の細目については校長が定める

第4章 教員会

(教員会)

第15条 本校に教員会を設ける

2 教員会は校長、専任教員を以って構成する。ただし、必要に応じ、その他の職員の出席を求めることができる。

3 教員会は、校長が次に規定する教育研究に関する事項について決定を行うに当たり、審議のうえ、議決し、校長に意見を述べるものとする。

- (1) 生徒の入学、退学、再入学、休学、復学、転部、除籍及び卒業に関する事項
- (2) 学則及び教育課程に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 前各号に規定するもののほか、校長が教員会の意見を聞くことが必要と認める事項

第5章 入学、休学、復学、退学・除籍及び卒業

(入学資格)

第16条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

- (3) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
- (9) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学時期）

第17条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

（入学手続、許可）

第18条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第32条に定める入学検定料を納付して、指定期日までに出席しなければならぬ。

2 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

3 入学志願者の選考に関する細則は、別に定める。

4 本校に入学許可された者は、指定期日までに第32条に定める入学金等を納付して、手続きをとらなければならない。

（長期履修生）

第19条 本校の生徒が、第6条に定める在学年限を超える一定の期間にわたり、授業科目を履修するために在学することを希望した場合、本校が、教育上有益と認めるときは、教員会において判断し、校長が長期履修生として認めることができる。

（休学、復学）

第20条 生徒が疾病その他やむを得ない事由により、1月以上休学するとき、保証人と連名の上で、その事由を記載した書類及び診断書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合も、また同様とする。

（出席停止）

第21条 校長は、学校保健安全法第19条により、病気のため特に必要があ

ると認めた者について、出席停止を命ずることがある。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を保証人と連名の上で、提出し、校長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第23条 退学後に再入学を願い出た者があるときは、教員会の議を経て校長は、相当の年次に入学を許可することができる。

2 再入学に関する規定は、別に定める。

(転部)

第24条 生徒が転部を志望するときは、春期の初めに限り、教員会で選考の上、校長が許可するものとする。

(除籍)

第25条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者について、教員会の意見を聞いた後、除籍する。

- (1) 所定の期日までに当該年度の授業科目の履修登録をせず、就学の意味が認められない者
- (2) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 第6条に規定する在学年限を超えた者
- (4) 第18条に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (5) 長期にわたり行方不明の者

(追試験)

第26条 病気その他やむを得ない事情により、定期試験を受験できなかったものは、別に定めるところにより追試験を受験することができる。

(卒業・修了の認定)

第27条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。

ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定するものとする。

2 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第28条 前条第2項の卒業証書を授与された1部、2部卒業生は、専門士(保育専門課程)と称することができる。

第6章 賞罰

(表彰)

第29条 生徒が表彰に値する行為を行い、他の模範となる者には、校長がこれを表彰する。

(懲戒)

第30条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規定等を遵守せず、生徒としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて、出席が芳ばしくない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(5) この学則に違反した行為のあった者

第7章 科目等履修生

(科目等履修生)

第31条 本校において開設する授業科目に対し、本校以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障のない限り、選考の上、科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目履修生に関する事項は、別に定める。

第8章 入学金、授業料等

(入学金等)

第32条 本校の入学金、授業料等は、次の表に定めるところによる。

(単位：円)

	1部(昼間部)	2部(夜間部)
入学検定料	25,000	25,000
入学金	280,000	220,000
施設費	120,000	100,000
維持費	200,000	180,000
実習費	120,000	120,000
教育振興費	40,000	40,000
授業料	1,320,000	1,320,000

2 教科書、用品代、学生会費等の徴収については、別に定める。

(授業料等の納入と減免)

第33条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、生徒が休学したときは、休学期間中の授業料を免除することができる。

3 特別の理由がある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

4 本校入学前に「保育技術検定」(公益財団法人全国高等学校家庭科教育振興会実施)に合格している者は、授業料の減免することができる。なお減免の金額については別に定める。

5 休学期間中を除き1部生は3年以上、2部生は4年以上在籍するものに対しては授業料を減免することができる。なお減免の金額については別に定める。

6 入学検定料を減免することができる。なお減免の金額については別に定める。

(奨学金)

第34条 成績優秀な者であって、やむを得ない事情により学費の支弁困難な者に対しては、授業料を免除し、又は学費を貸与することがある。

2 前項以外の者で必要があると学校長が認める者に、別に定めるところにより、学費の一部または全部について、免除または貸与若しくは給付することができる。

(滞納)

第35条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料、維持費等を滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、除籍する。

2 前期又は後期の授業料、維持費を滞納している者は、それぞれの期末試験を受験することはできない。

(納入金の還付)

第36条 既に納入した、入学金及び入学検定料は、原則として返還しないものとする。

(健康診断)

第37条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

第9章 雑則

(施行細則)

第38条 この学則の施行について必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成17年4月1日以前の入学生については、第5条に定める課程等、第9条に定める教育課程及び授業時数、第10条に定める授業時数の単位数への換算、第12条に定める始業及び終業の時刻、第23条の入学金等についてはなお従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第9条の教育課程及び授業時数については、入学年度に施行されている学則による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、第9条の教育課程及び授業時数については、入学年度に施行されている学則による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第9条の教育課程及び授業時数については、入学年度に施行されている学則による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、第9条の教育課程及び授業時数については、入学年度に施行されている学則による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、第9条の教育課程及び授業時数については、入学年度に施行されている学則による。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、第9条の教育課程及び授業時数については、入学年度に施行されている学則による。

2 第23条の入学金等については、平成28年度入学生から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第9条の教育課程及び授業時数については、入学年度に施行されてい

る学則による。

2 第23条の入学金等については、平成28年度入学生から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第9条の教育課程及び授業時数については、入学年度に施行されている学則による。

附 則 (平成29年9月7日改正)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月15日改正)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 2019(平成31)年2月21日改正

この学則は、2019(平成31)年4月1日から施行する。

ただし、第9条の教育課程及び授業時数については、入学年度に施行されている学則による。

2 第32条の入学金等については、2020年度入学生から施行する。

附 則 2021(令和3)年2月16日改正

この学則は、2021(令和3)年4月1日から施行する。

2 第32条の入学金等については、2022年度入学生から施行する。

附 則 2022(令和4)年9月27日改正

この学則は、2023(令和5)年4月1日から施行する。

附 則 2023(令和5)年9月27日改正

この学則は、2024(令和6)年4月1日から施行する。